

令和8・9年度（仮称）銀山義務教育学校建設（機械設備）工事について、次のとおり公募型指名競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、入札参加希望者を公募します。

令和8年5月14日

仁木町長 佐藤 聖一郎

## 1 工事概要等

- (1) 工事名 令和8・9年度（仮称）銀山義務教育学校建設（機械設備）工事
- (2) 工事場所 余市郡仁木町銀山2丁目113番地
- (3) 工事概要 増築及び改修建物に関わる管工事 一式  
（給排水設備、空調機設備、暖房設備、給湯設備、浄化槽 等）  
延べ床面積 増築1,020.06㎡、改修 校舎2,227.60㎡、屋体1,161.71㎡  
構造・階数 RC造・2階建
- (4) 工期（予定） 令和8年7月～令和10年1月

## 2 応募者に必要な要件

入札参加希望者は、単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次の要件を全て満たしていること。

単体企業により入札参加を希望する者は、次に掲げる（1）及び（3）から（9）の条件を、共同企業体により入札参加を希望する者は、次に掲げる（2）から（9）の要件をすべて満たしている者とする。

ただし、この入札参加を希望する同一の企業は、単体企業又は共同企業体のいずれかの形態をもって当該入札に同時に参加することはできない。

### (1) 単体企業の要件

ア 管工事において、仁木町の令和7年度及び令和8年度競争入札参加資格があり、かつ、仁木町の指名願格付等級についてA等級を有する者であること。

ただし、仁木町の格付等級を有しない者については、公募型指名競争入札参加申請書を提出する日の直近に受けた経営事項審査結果通知書に係る管工事の総合評定値（P）が790点以上であること。

イ 北海道内に本社又は支店を有すること。

### (2) 共同企業体の要件

ア 共同企業体の代表者の要件

① 管工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に規定する建設業の許可を有する者であること。

② 出資比率が構成員中最大であること。

③ 管工事において、仁木町の令和7年度及び令和8年度競争入札参加資格があり、かつ、仁木町の指名願格付等級についてA等級を有する者であること。

ただし、仁木町の格付等級を有しない者については、公募型指名競争入札参加申請書を提出する日の直近に受けた経営事項審査結果通知書に係る管工事の総合評定値（P）が790点以上であること。

④ 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に制限しない。

#### i 資本関係

(a) 親会社と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

ii 人的関係

(a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ただし、(a) については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

iii その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 i 又は ii と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

イ 共同企業体の構成員の要件

① 管工事において、仁木町の令和7年度及び令和8年度仁木町競争入札参加資格があり、かつ、後志管内に本社又は支店を有する者を含むこと。

② 構成員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11の規定に該当しない者であること。

③ 構成員のいずれかは、法第3条に規定する特定建設業者であること。

④ 構成員の数は2社以上4社以内とすること。

⑤ 構成員の出資割合は、均等割の10分の6以上であること。

⑥ 構成員は、本件工事における他の共同企業体の構成員となっていない者であること。

⑦ 構成員となる者は、管工事に対応する法第26条に規定する主任技術者を、工事現場に専任で配置できること。また、専任で配置する技術者は、公募型指名競争入札参加申請書を提出する日の前3か月以上の雇用関係があること。

(3) 単体企業及び共同企業体の代表者は、過去15年間（平成22年度以降）に、次に掲げる同種及び類似の新築又は増改築の管工事を単体企業又は共同企業体の代表者として請負、完了引渡した実績を有する者であること。

(ア) 建物用途 学校、体育館 等

(イ) 構造 RC造

(ウ) 延床面積 1,000㎡以上

(エ) 階数 2階建以上

(4) 入札の執行までの間に、北海道及び仁木町において指名停止を受けていないこと。

また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

(5) 一級管工事施工管理技士又は同等以上の資格を有する法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者の資格を有する者（監理技術者資格者証を有し、かつ過去5年以内に監理技術者講習を受講した者）を工事現場に専任で配置できること。

(6) 下請代金の総額が5千万円以上の場合は、特定建設業の許可を要し、専任で配置する技術者は監理技術者であること。

ただし、法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける特例監理技術者の配置は認める。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(8) 仁木町暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しないこと。

(9) 本件工事にかかる設計業務等の当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（設計業務受託者：株式会社 綜企画設計札幌支店）

### 3 入札参加申請書等の提出及び提出期間等

(1) 入札参加希望者は、公募型指名競争入札参加申請書に参加を希望する工事名を明記のうえ関係書類を添付して提出すること。（※参照）

なお、関係書類は、公募型指名競争入札実施要綱等に基づく各種様式を本件工事用に調製して使用すること。

※ 提出書類

(単体企業)

- ア 公募型指名競争入札参加申請書
- イ 類似工事施工実績調書
- ウ 配置予定技術者調書
- エ 地域貢献活動調書（協定書、新聞記事の写し、写真等添付）
- オ 工事实績の証明ができる書面（契約書、共同企業体協定書の写し）
- カ 公募型指名競争入札参加申請書を提出する日の直近に受けた経営事項審査結果通知書の写し

(共同企業体)

- ア 公募型指名競争入札参加申請書
- イ 類似工事施工実績調書
- ウ 配置予定技術者調書
- エ 地域貢献活動調書（協定書、新聞記事の写し、写真等添付）
- オ 工事实績の証明ができる書面（契約書、共同企業体協定書の写し）
- カ 公募型指名競争入札参加申請書を提出する日の直近に受けた経営事項審査結果通知書の写し（共同企業体の構成員全て）
- キ 共同企業体競争入札参加資格審査申請書
- ク 共同企業体協定書（甲）、共同企業体に伴う委任状

(2) 提出期間

令和8年5月14日（木）から令和8年5月25日（月）正午まで。最終日（5月25日）を除き、午前9時から午後5時まで。（土日を除く）

(3) 提出場所・問い合わせ先・関係資料の配付場所

余市郡仁木町西町1丁目36番地1 仁木町教育委員会  
(Tel 0135-32-3621)

(4) 提出方法

持参することとし、郵送、ファクシミリ、電子メールによるものは受付しない。

(5) その他

提出書類のサイズは、写しを含め全てA4判にすること。

4 図面等の閲覧

入札参加希望者は、図面等を閲覧することができる。

(1) 閲覧期間

令和8年5月14日（木）から令和8年5月25日（月）正午まで。最終日（5月25日）を除き、午前9時から午後5時まで。（土日を除く）

(2) 閲覧場所

余市郡仁木町西町1丁目36番地1 仁木町教育委員会

5 指名業者及び非指名業者に対する通知

(1) 入札参加希望者のうち指名業者に対しては、「指名競争入札の執行について」（指名通知）により通知する。

(2) 入札参加を希望して指名されなかった非指名業者に対しては、「公募型指名競争入札の選考結果」により通知する。指名されなかった理由については、書面により説明を求めることができる。